

第38回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日時 平成25年7月11日（木）12:57～15:05

2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

（部会長） 廣松毅

（委員） 北村行伸、西郷浩

（専門委員） 小西葉子

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、埼玉県、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長ほか

（事務局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官ほか

4 議題 特定サービス産業実態調査の変更について

5 議事録

○廣松部会長 定刻一、二分前でございますが、皆様おそろいのようにございますので、ただ今から第38回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

皆様、本日は暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本部会の部会長を務めます廣松と申します。

今回の部会では、6月21日の第65回統計委員会において総務大臣から諮問されました「特定サービス産業実態調査の変更について」の審議を行います。

今回、審議に参画いただく委員、専門委員につきましては、配布資料の参考1として部会委員等名簿が配布されていることと思います。本部会では北村委員が部会長代理となっておりますので、御承知おきいただければと思います。

また、本日は本件に関する第1回の部会となりますので、委員、専門委員、審議協力者として御参画いただく各府省の順で、簡単に自己紹介、御挨拶をお願いいたします。本日御出席いただいている方の一覧は配布資料の最後についていると思いますので、それを御覧いただければと思います。

最初に、私からですが、情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。この部会の部会長を務めてさせていただいております。

今回は予定としては2回ということでございますが、特定サービス産業実態調査という

大変重要な調査に関する審議でございますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、北村委員、お願いします。

- 北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。よろしくお願いいたします。
- 西郷委員 早稲田大学政治経済学術院の西郷と申します。よろしくお願いいたします。
- 小西専門委員 経済産業研究所の小西と申します。よろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 それでは、財務省から順番に一言ずつ御挨拶いただければと思います。
- 財務省 本日、藤原の都合がつかせんで、代理で参りましたナカハタと申します。よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省 厚生労働省の野地でございます。よろしくお願いいたします。
- 農林水産省 農林水産省で齋藤の代理の島内と申します。よろしくお願いいたします。
- 経済産業省 経済産業省の上野と申します。よろしくお願いいたします。
- 国土交通省 国土交通省の平沢と申します。よろしくお願いいたします。
- 日本銀行 日本銀行調査統計局の竹内と申します。本日は吉野が出席するはずだったのですが、所用で私が代理ということで出席させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 埼玉県 埼玉県統計課長の中川と申します。よろしくお願いいたします。
- 東京都 東京都の産業統計課長の川村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 ありがとうございます。

事務局から挨拶をお願いしたいと思います。

山田審査官から、あるいは内閣府から一言御挨拶をお願いします。

- 清水統計委員会担当室政策企画調整官 統計委員会担当室政策企画調整官の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山田統計審査官 総務省政策統括官室で審査官をしております山田でございます。よろしくお願いいたします。
- 坂井国際統計企画官 同じく統括官室で企画官をしております坂井と申します。よろしくお願いいたします。
- 木村副審査官 統括官室の木村でございます。お世話になります。
- 川原副審査官 同じく統括官室の川原と申します。よろしくお願いいたします。
- 宮澤主査 同じく統括官室の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 廣松部会長 どうぞ。
- 若林構造統計室長 調査実施者として御挨拶させていただきます。

経済産業省の調査統計グループ構造統計室長をしております若林と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 岩木参事官補佐 経済産業省構造統計室の岩木と申します。よろしくお願いいたします。
- 三瀬係長 同じく経済産業省構造統計室の三瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣松部会長 初めに一言お断り申し上げますが、本日の部会は15時までを予定しておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと思えます。既に御予定がある委員におかれましては、御自由に御退席いただいて結構でございます。

また部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思えます。

御承知かと思えますが、統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に則して事前に審査をしました結果が資料3「審査メモ」として示されております。本日はこの審査メモに沿って審議を行いたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局からでございます。

本日の配布資料ですけれども、議事次第にありますとおり、資料1～4まで、参考資料としまして1～3までを配布させていただいております。よろしいでしょうか。御確認をお願いいたします。

全体の審議のスケジュールでございますが、参考2の資料で開催日程（案）をつけております。

本日を含めまして2回の部会審議を予定しております。

第1回目、本日でございますが、本日の予定といたしましては、まず最初に事務局から諮問の概要を説明させていただきます。

その後、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画につきまして御説明いただきます。

さらに、事務局から審査メモの説明をさせていただきます。

その後、審査メモに即した御審議をお願いいたしたいと考えております。

なお、本日はさらに審議が順調に進みましてらということでございますが、可能でありましたならば答申の骨子案まで御提示させていただいて、御審議いただくことも考えてございます。

本日の後、来週でございますが、1週間後の7月18日でございます。18日は時間は13時半からで、今日よりも30分遅く開始することを予定しております。

18日につきましては、本日の部会で宿題になった部分につきまして、まず説明、御審議いただいた後、答申（案）の取りまとめをさせていただければと考えております。

以上の部会審議を経ました上で、7月26日に開催予定の統計委員会に答申（案）をお諮りし、答申をいただきたいと考えてございます。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の基準として統計法で示されております3つの観点、1つ目、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び十分性の観点、2つ目、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、3つ目、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点、これらを中心に御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが「特定サービス産業実態調査の変更について」の審議に移りたいと思います。

では、統計委員会への諮問の概要について、事務局の山田審査官から説明をお願いいたします。

○山田統計審査官 それでは、御説明をさせていただきます。

お手元の資料のうちの資料1を御覧くださいませ。

今回の諮問案件は、お手元の資料1のとおり、諮問第54号、特定サービス産業実態調査の調査計画の変更でございます。

私からは審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、本部会で御審議いただきたい重点事項の計3点について、簡単に御説明いたします。

まず1点目は調査の概要でございます。

お手元の資料1の5ページを御覧ください。こちらにありますとおり、本調査は特定のサービス産業に関する施策に資するため、当該産業の実態を明らかにすることを目的として、昭和48年以降、毎年実施されているものでございます。

調査の対象は、これまで順次拡大してきておりまして、現在は経済産業省が所管するサービス業ということで、こちらに掲げております28業種でございます。

主な利用状況につきまして、6ページ、代表的な利用例と致しましては、サービス分野における個別産業に関する不況対策、産業振興、地域振興などの各種施策の企画立案等のための基礎データとしての利用、あるいはSNAですとかIO表の基礎データとしての利用が代表的な例でございます。

7ページ、今回の主な変更内容でございますが、調査方法及び調査組織の変更でございます。

調査員の高齢化ですとか、実査を担当する都道府県におきまして、熟練職員の減少等に伴いまして調査環境が劣化しているということなどございまして、都道府県経由の調査員調査の実施が困難な状況にありますことから、現在6業種について行っています民間事業者経由での郵送調査を、今回全28業種で実施するように変更するものでございます。

今のものが主な点でございますけれども、もう一点、3ページに戻っていただきまして「諮問の概要」という表題の資料の(1)イのところ、今回もう一つ「基準となる期日の変更」ということがございまして、平成25年7月1日現在となっているものから、平成26年7月1日現在と、1年ずらすという変更も変更事項として入っております。

続きまして、今回審議をお願いしたい重点事項についてでございます。4ページをお開きください。

中ほどよりちょっと上でございますが、見出しで「2 審議すべき重点事項」という欄がございます。こちらは3点ございます。

まず（１）サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等の関係整理でございます。

基本計画を踏まえてサービス産業動向調査の基幹統計化ですとか、情報通信業に関する企業活動の統計を整備するといった検討が現在進められているところでございますが、これらの状況を注視しつつ、本調査の在り方について御審議いただきたいというものでございます。

次に（２）前回の答申での課題への対応が適切になされているかどうかということございまして、前回答申におきましては、中ほどにございますが「各業種の特성에対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある」と指摘されているところでございます。今回、課題への対応状況について御確認を頂ければと思っておるところでございます。

さらに、（３）調査員調査から民間委託による郵送調査へ移行することが適切か否かということでございます。

従来行っていた都道府県を経由した調査員調査を廃止し、民間委託による郵送調査に移行することにつきまして、結果精度や回収率の確保の観点から問題がないかどうかについて御審議いただきたいというものでございます。

以上３点でございます。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、今回の特定サービス産業実態調査について、目的、概要、変更計画等につきまして、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室の若林室長から説明をお願いいたします。

なお、後ほど具体的な変更内容については議論をいたしますので、簡潔にお願いできればと思います。

○若林構造統計室長 それでは、私の方から多少補足させていただきます。

資料１の５ページ、先ほど御説明がございましたとおり、本調査は特定のサービス産業の実態を明らかにすることを目的として調査を行っているものでございまして、そちらの調査範囲にございますとおり、経済産業省が所管しております２８業種に関しまして調査をしているものでございます。

こちらの調査は、基本的に事業所単位で調査を行っておりますが、④映像情報制作・配給業から⑨クレジットカード業までの６業種につきましては、事業所での調査が難しいということがございまして、企業単位で調査を行っております。

この調査は、年間売上高等の基本的な調査事項のほかに、それぞれの業種によって固有の事項がございますので、例えば入場者数ですとか、会員数ですとか、業種に応じて特性事項を調査事項として設定しているものでございます。

調査期日は、7月1日現在として調査を行っております。

ページをめくっていただきまして6ページ、本調査の利用状況につきましては、先ほど御説明がありましたので割愛させていただきまして、7ページ目の主な変更内容でございますが、こちら先ほど御説明がありまして、調査員の高齢化ですとか都道府県の統計職員の縮減などによりまして、都道府県経由の調査員調査の実施が非常に厳しい状況にあるということで、今回、国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更するものでございます。

この図にありますとおり、現行は事業所単位の22業種につきましては都道府県経由の調査員調査を行っております。企業単位の6業種については経産省からの民間事業者経由での調査を行っていましたが、これを全て経産省からの民間事業者を経由した郵送調査に変更するものでございます。

私からの補足は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今御説明をいただきました変更等の計画に関して、先ほども御紹介いたしましたとおり、総務省政策統括官室において事前に審査を行っていただいております。その結果を資料3の審査メモにまとめていただいておりますので、資料3に基づき、事務局の山田審査官から説明をお願いいたします。

○山田統計審査官 それでは、私の方から御説明をさせていただきます。

お手元に資料3を御用意ください。

まず1点目でございます。「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」でございます。

サービス産業に係る統計については、経済センサスほか各種の調査が実施されているなど、整備が進められているところでございます。

そうした中、

- a 本調査と他のサービス産業に係る統計調査や企業関係の調査との関係はどのように整理されているか。
- b 現在、政府としてどのような形で検討が行われているのか、また、今、どのような検討状況となっているか。
- c 本調査の今後の在り方について、どのように考えるか。また、今後の在り方を整理する上で、特に検討が必要な事項は何か。

といった点を論点として掲げさせていただきました。

続きまして、中ほどでございます。「2 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応」でございます。

前回平成21年の答申において、各業種の特성에対応した調査事項の設定について指摘がされているところですが、これらについては調査実施者において、まだ必ずしも十分な検討が行われていないとされているところでございました。

このような状況を踏まえまして、論点としましては、

- a 「各業種の特性に対応した調査事項」とはどのようなものを指すか。
- b 「各業種の特性に対応した調査事項」の設定について、現時点での検討状況はどのようになっているか。特に、具体的に課題が指摘されている以下の事項の現時点での検討状況はどのようになっているか。また、今後はどのように検討する予定か。

といったことを論点とさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」でございます。

まず、「ア 調査系統の見直し」についての論点でございます。

事業所を対象とした調査について、都道府県経由の調査員調査から民間委託による郵送調査に移行するなど、調査系統を民間委託による郵送調査に統一しようというものでございます。

この点に関しまして、

- a 都道府県経由の調査員調査と比較して、民間事業者による郵送調査のメリット、デメリットをどのように整理しているか。
- b 本調査において、民間事業者による調査員調査ではなく、最終的に民間事業者による郵送調査に移行することとした理由は何か。
- c 本調査のうち、企業統計（6業種）については、既に民間事業者による郵送調査を導入しているが、従来、調査員調査（22業種）と比較して回収率はどのようになっているか。民間事業者による郵送調査を実施するに当たっての課題はあるか。
- d 民間事業者による郵送調査に移行することに際し、結果精度や回収率の確保の観点から、どのような対応を予定しているか。
- e 今回の調査計画の変更について、都道府県の意見を把握しているか。把握している場合、その内容は何か。

といった点を論点とさせていただきます。

3ページ「イ 民間事業者への業務委託内容の変更について」の論点でございます。

今回の民間事業者への委託内容として、従来からの送付あるいは回収等に加えまして、印刷ですとか審査・集計も含めることが計画されているところでございます。

これにつきまして、

- a 審査・集計を含めて民間委託することによるメリット・デメリットは何か。
メリット、デメリットを勘案した上で、最終的に審査・集計を含めて民間委託とする理由は何か。
- b 審査・集計を民間委託することについて、結果精度の確保の観点から、どのような対応を行うことを予定しているか。
- c 審査・集計における調査実施者と民間委託の受託者との役割分担はどのように整理しているか。

といった点を論点とさせていただきます。

駆け足でございますが、以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今回の審議の対象であります、特定サービス産業実態調査の変更にかかわる審査メモに関して説明をいただきましたが、この時点で何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

小西専門委員、どうぞ。

○小西専門委員 内容に入る前に、私が基本的なことを理解していないと思うのですけれども、資料1の1ページ目の諮問の概要のイの基準となる期日が、25年7月1日から26年7月1日現在に変更するというのはどういう意味なのですか。

○廣松部会長 もし今の段階で何か回答があれば簡単をお願いします。

○若林構造統計室長 こちらは毎年変更を申請しておりまして、前回の調査については、今、行っている25年7月1日となりますので、来年調査するものに対して年が変わっているという、その変更だけです。期日が変わっているというよりは、毎年この時期にこの調査をやりますと言っておりますので、年の部分だけ変わっているというものです。

○小西専門委員 わかりました。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは、最初に申し上げましたとおり、限られた時間内で効率的に御議論いただくために、審査メモ記載の論点に沿って変更事項ごとにまとめて御議論いただきます。

まず、個別の変更内容の審議を行いたいと思います。

資料3の審査メモの「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等の関係整理について」、調査実施者から説明をお願いいたします。

○若林構造統計室長 資料4に基づきまして御回答させていただきます。

資料4の3ページ目「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」でございますが、論点としてa、b、cの3つが掲げられておりますので、それをまとめて御回答したいと思います。

まず1つ目、この調査はサービス分野のうち、先ほど御説明申し上げましたとおり、経済産業省が所管しております28業種を対象に調査を実施しているところでございます。

一方で、サービス産業に係る統計調査といたしましては、総務省が実施しておりますサービス産業動向調査というものがございます。括弧書きで「拡大調査」と書いておりますが、サービス産業動向調査には月次と年次がございまして、年次のものが拡大調査と言われているものでございます。

また、経済産業省が実施しております企業活動基本調査、総務省と経済産業省で実施しております情報通信業基本調査があるかと思います。本調査とこれらの統計調査につきましては、それぞれ目的が異なっておりますので、それぞれの目的に沿った調査設計、調査事項により、調査実施をしていると認識しております。

ちなみに「参考参照」と書いておりますが、この資料の一番後ろの10ページ目に、私ど

もは経済産業省ですので、経済産業省で実施しているサービス産業に係る統計調査の概要として表をまとめさせていただいております。

一番上が特定サービス産業実態調査、この調査でございますが、ほかに経済産業省企業活動基本調査、情報通信業基本調査などがございます。目的と対象範囲を示しておりますが、それぞれ調査によりまして目的と範囲とかが変わっているというものでございます。また、特定サービス産業実態調査は、先ほど申し上げましたとおり事業所単位で調査を行っておりますが、企業活動基本調査あるいは情報通信業基本調査につきましては、企業単位というところが違ってございます。

戻っていただきまして3ページの2番目でございます。一方、サービス産業に係ります統計の体系的整備に関しましては、平成21年4月23日付各府省統計主管部局長等会議申し合わせによりまして、この年の6月に設置されました「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」というものがございまして、こちらで議論・検討がなされております。

この検討状況につきましては、去る6月21日に統計委員会に報告がなされたと思っておりますが、平成24年度統計法施行状況報告というものがございまして、それによりまして、経済構造統計の1回目の調査結果の検証がまだ行われておらず、経済構造統計の今後の在り方についても流動的であることから、現状では経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の全体的な議論ができないこと、体系的整備の視点が多数あるためどの視点から体系的に整備するかを絞り込めないこと等、現時点において継続的な検討が困難であることを踏まえ、今後は、具体的な課題ごとに検討していくこととされているところでございます。

3番目、このような状況の中で、本調査の今後のあり方を整理する上では、サービス産業動向調査の基幹統計化を含めた検討の状況ですとか、情報通信業に関します企業活動の統計の整備状況も踏まえながら、サービス産業の統計の体系的整備の視点から、サービス産業に係る統計調査や、企業関係の調査の関係整理について検討されていくことが重要と考えております。

また、本調査の今後のあり方につきましては、こうした整理状況を踏まえながら検討していく考えではございますが、本調査の目的であります特定のサービス産業の実態を明らかにするために必要な事項につきましては、平成24年に行われました経済センサスー活動調査の結果も精査しながら、引き続き検討していきたいと考えております。

私からの回答は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」、今の調査実施者からの回答に関しまして、御意見等をいただきたいと思いません。御自由に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

特にbに関して、確かに現在まだ経済センサスー活動調査の結果の報告が出ておりません。今の予定では8月に報告が出るということですが、まだ結果が公表されていないもの

ですから、確かに議論は難しいところがございますが、bについていかがですか。特に御意見はございませんか。

また、cのところ論点として挙がっておりますとおり、今後のあり方については、もちろん先ほど申し上げました経済センサスー活動調査の結果の公表が一つの大きなメルクマールになるだろうとは思いますが、現時点で今後のあり方をある程度整理する上で必要な事項は何かということに関して、1～3までの回答をいただいております。この点について特に御意見ございませんか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 確認なのですが、1番の回答のところ、ほかの調査との関係ということですから、もちろん答えとしてはそれぞれ目的があって別の調査をしているので、それぞれの調査に理由があるのだという説明は分かるのですが、もう少し詳しく、例えばサービス産業動向調査の調査内容と、特定サービス産業実態調査との間の項目の重複とか、あるいは違いを説明していただけますでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○若林構造統計室長 総務省で行われていますサービス産業動向調査との違いということによろしいでしょうか。

○北村委員 はい。

○若林構造統計室長 サービス産業動向調査の、先ほど申し上げたように年次で行っている拡大調査につきましては、まず業種がサービス産業動向調査の方が広がっております。ただ、違いとしては、サービス産業動向調査の方には情報通信業が入っておりませんので、そこを除いてほかに運輸業、郵便業ですとか、不動産、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊、生活関連、教育、学習支援、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）ということで、分野としてはサービス産業動向調査の方が広がっております。

ただ、調査事項が基本的に売上高や従業者数などで、調査事項自体は余り多くありませんので、私どもの特定サービス産業実態調査の方が、それぞれの業種に応じた特性事項も含めてかなり細かい調査を行っているという違いがございます。大きな違いはそんなところでございます。

あと、特定サービス産業実態調査は基幹統計でございますが、総務省のサービス産業動向調査は始まったばかりということもございまして、一般統計となっております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんか。

この点に関しましては、恐らく以下の議論とも密接に関係することだろうと思っておりますので、もしそのときにお気づきの点がございましたら、改めて発言をしていただくことにはいたしまして、とりあえず今の段階で「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」は、今の回答で適当と判断させていただきたいと思っております。

今も申し上げましたとおり、他の事項のところで関係して御質問・御意見がございましたら、そこで再度御発言いただくことにしたいと思います。

では、次に進ませていただくことにいたしまして「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」についてです。

これについて、まず調査実施者から説明をお願いします。

○若林構造統計室長 同じく資料 4 の 4 ページ目「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」でございます。

論点が a と b と大きく 2 つございますので、まとめて御説明申し上げます。

まず「a 『各業種の特性に対応した調査事項』とはどのようなものを指すか」ということですが、先ほども簡単に御説明申し上げましたとおり、この特定サービス産業実態調査は、基本的な事項と各業種の特性に応じた調査事項がございまして、まず基本的な事項につきましては、事業所全体の売上高ですとか、経営組織、資本金額、本社・支社の別あるいは従業者数などの基本的な事項を設定しているところでございます。

それ以外の年間契約高、契約件数、入場者数、会員数等の業種によって異なる項目がございまして、それを各業種の特性に対応した調査事項として設定してございます。

「b 『各業種の特性に対応した調査事項』の設定について、現時点での検討状況はどのようになっているか」ということで、これまで課題として指定されているものに対する検討状況はどうかということですが、その回答でございます。

「各業種の特性に対応した調査事項」の設定につきましては、一部の業種を中心にヒアリングなどを行っておりまして、見直しに向けた情報収集を行っているところでございます。

また、具体的な課題が指摘されている事項が 3 つございますので、それぞれ御説明申し上げます。

「①各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数について」でございますが、まず産業財産権の調査事項の設定につきましては、企業単位として実施しております 6 業種のうち、出版業につきましては統計委員会・部会の指摘を踏まえまして「ロイヤリティ収入」というものを設定しております。ただ、残りの 5 業種につきましては、現在調査事項として設定はしておりません。

一方で、事業所単位として実施しております 22 業種につきましては、ヒアリング等を通じて、産業財産権の調査事項は事業所単位では難しいと聞いております。

こういったものを踏まえまして、今後につきましては、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野におきます統計の体系的整備などを踏まえまして、調査事項の設定について引き続き検討していきたいと考えております。

5 ページ目の「②『デザイン業』や『機械設計業』等における外注業務の内容について」でございます。こちらも業界のヒアリングの結果によりますと、デザイン業や機械設計業においては、受注する業務内容がさまざまでありまして、定型的な形がないために、外注

については受注する業務内容によって、外注の有無ですとかその内容が異なるという状況が把握できております。

調査事項の設定に当たりましては、外注する業務内容の類型化が必要でありますけれども、今はそれがさまざまなので、類型化が難しい状況にあります。

例えばということで下に参考で入れておりますけれども「外注業務の事例」ということですが、例えば「デザイン業務」でありますと、

- ・ディスプレイデザインを受注した場合、その一部である照明デザインを外部委託する
- ・試作品開発も含めた服飾デザインを受注した場合、縫製やボタンなどの試作品開発を外部委託する

・イベントのデザインを受注した場合、看板・什器等のデザインを外部委託する
というのがございました。

「機械設計業務」につきましては、

- ・試作品開発や検査業務を含めた製造機械設計を受注した場合、製品検査の一部を外部委託する

というような話がございまして、それぞれの内容がさまざまであったということが状況としてございまして、その調査事項の設定がなかなか難しいという状況でございます。

これにつきましても、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野におきまます統計の体系的整備などを踏まえまして、調査事項の設定について引き続き検討していきたいと考えております。

「③『映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業』における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加について」でございます。こちらは28業種全てにつきましまして、年間売上高の契約先産業別割合を記入してもらっております。これは全て統一のフォーマットで書いていただいております。

ということで、年間売上高の契約先産業別割合の産業区分といいますのは、なぜこれをとっているかと申し上げますと、主たるユーザーが産業連関表の作成のためにとっているものでございます。先ほど申し上げましたとおり、全調査票共通に最低限必要な大分類によりまして設定しております。

この分野の業界にヒアリングで聞いてみましたところ「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」というのは中小零細企業が多くございまして、契約先について詳細な区分経理は行っていないということでございますので、現在調査事項としては設定していないところでございます。

これにつきましても統計の体系的整備の議論等も踏まえまして、調査事項の設定についてはまた引き続き検討していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この論点は、皆様も御存じのとおり、前回調査の答申の中で今後の課題という形で指摘

されたものでございまして、それに関して次回平成 26 年、今、審議をしている調査でございますが、そちらの計画においてどう対応したかを明記していただくことになっております。現状、御回答いただいたような状況であるということでございます。

これに関して御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

私もこの特定サービス産業実態調査の調査票を見ましたが、28 業種の調査票があり、各業種に対応する特性事項というのは千差万別というか、極めて多様なものになっております。もちろんそれらを業種ごとにさらに細かくできれば理想だろうとは思いますが、ということは、調査票が大変複雑な形になってしまうというもう一方のデメリットも出てきてしまいます。今は、何とかその両者のバランスを保った形で現在の業種の特性に対応した調査事項を調査票の中に入れていくということでございます。

前回の調査における今後の課題が 2 点ございますが、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○北村委員 今の話で大体は理解できたのですが、ただ、前回、今後への課題が出てきた意味というのは、恐らくサービス産業におけるいろいろな意味での知的財産とか特許とかそういうものが大事になる、あるいはアウトソーシングとかそういうものを把握しないと、なかなか全体をつかめないということがあると思うので、各個体について引き続き検討していくとおっしゃっているのですが、もう少し具体的に、例えば 1 番、2 番、3 番についてどう検討していくのか、あるいはそれに対して特別なチームを作って検討するとか、調査をするとか、何か具体的な案があるのでしょうか。

○三瀬係長 今の点、お答えさせていただきます。

まず、特許権、意匠権等につきましては、企業単位でこういう事項をとっているかどうか等他の調査の動向などを、もう少し丁寧に踏まえるということが重要と考えております。今、部会長から御指摘がございましたとおり、深めれば深めるほど有益な情報ではあるのですが、記入者の負担とのバランスもとらなくてはいけませんので、もし類似する調査、もしくは類似しなくても同じような情報が取れるか取れないか、他の統計調査ももう少し調べようと思っているところでございます。

2 点目と 3 点目のところは、現在企業ヒアリング、業界ヒアリングという形でお声を集めているところでございますが、もう少し多目に今後ヒアリングに努めていきたいと思っているところでございます。これに関して今、委員の方から御質問がございました、特別に何か調査するかにつきましては、今のところいわゆる試験調査等は考えていないというところでございます。

以上でございます。

○廣松部会長 今の回答のうち、特許権、意匠権に関しては、先ほども 1 のところで議論になりましたが、企業活動基本調査との関係をどうするかということも大変密接に関係してくる論点だろうと思っております。当然のことながらなるべく重複がないような形ですみ分けをすることを考えることが必要だろうと思っております。その意味で今、調査実施者から回答が

ございましたとおり、他の統計調査との関係も含めてもう少し検討していただく必要があるという気がいたしております。

どうぞ。

○小西専門委員 特許の話とは違うのですけれども、5 ページ目の③「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の契約先産業別についてのお話というのは、私は今、22 年 11 月の調査票しか持っていないのですが、昔とっていたけれども前回でとるのをやめたということですか。

○三瀬係長 この調査事項は平成 18 年ぐらいから変わっておりません。売上高の相手先別の大分類のような形で、建設業とか運輸業とかそういう形で割合とか数字を聞いているところでもございまして、その「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、その当時の部会に私もいたのですけれども、例えば業種でいうとポストプロダクションとか、DVD のテロップを作ったりとか、そういうメディアコンテンツを下支えする業があるのですが、そういったところがテレビ関係の仕事を受注しているとか、DVD とかマルチユースとかをどこから受注しているとかかいうのをもうちょっと細かく知ると良いのかなという御指摘が当時委員の方からあったので、契約先の情報をもっともっと細かく知ることができると良いという御指摘でございました。

○小西専門委員 では、5 番のラフな産業別の契約先というのは入っているけれども、もっと詳細なものを求められたことについては今回対応しなかったということですか。

○三瀬係長 おっしゃるとおりでございます。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。

残念ながらというか、前回調査における今後の課題の対応については、いずれの調査事項の設定についても引き続き検討していくという形になっておりまして、その意味で今回の平成 26 年調査のときには実現が不可能というか、難しいということのようでございますが、よろしいでしょうか。

先ほどから申し上げておりますが、経済センサスー活動調査の結果がある程度見えないことにはなかなか判断しづらい。もし大枠の調査項目に関して経済センサスー活動調査が取れるようであれば、この特定サービス産業実態調査ではもう少し先ほどの特性事項の方に特化するとか、そういう方向性も考えられると思いますが、現時点ではその判断がまだつきかねるということですので、「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」については、先ほどの回答で適当とさせていただきたいと思います。

では、続きまして論点メモの 2 ページ「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」です。

まず「ア 調査系統の見直し」について説明をお願いします。

○若林構造統計室長 それでは、また資料 4 の 6 ページ目から御覧ください。「ア 調査系統の見直し」につきまして、幾つか論点がございますので、アの部分を全て御説明申し上げたいと思います。

まず、aで民間事業者による郵送調査のメリット、デメリットをどのように整理しているかというところでございますが、回答といたしまして、都道府県職員の縮減ですとか、調査員の確保が困難となっている状況の中で、民間事業者によります郵送調査に移行するメリットといたしましては「①調査員を確保する必要性がなくなること、②都道府県の事務負担が軽減できること、③調査員調査より郵送調査の方がコストが低いこと」などが考えられるところでございます。

また、調査票の配布から回収までの一元化を導入することによりまして、業務の効率化を図るメリットも考えられると思っております。

他方、デメリットといたしましては、回収率の低下の懸念ですとか、結果精度の低下の懸念が考えられますが、民間事業者による郵送調査につきましては、当省におきましても既に実施しております経験がございますので、それらのノウハウを踏まえて調査実施に当たっていきたくと考えております。

bの民間事業者による調査員調査ではなく、最終的に民間事業者による郵送調査に移行することとした理由でございますが、民間事業者による調査員調査の実施につきましては、民間事業者のヒアリングを行ったところ、調査対象数が特定サービス産業実態調査につきましては約5万5,000件ほどございますけれども、それを調査員調査で実施することができる民間事業者が少ないこと、郵送調査に比較しましてコストが増加することなどの課題が明らかになっております。このため、郵送調査の実施におけるさまざまな課題の解決に努めるということで、民間事業者による郵送調査に移行することとしたところでございます。

7ページ目、c、本調査のうち、企業調査につきましては既に民間事業者による郵送調査を導入しておりますが、従来調査員調査と比較して回収率はどのようになっているかということでございますので、回収率の比較ということで18年～22年までの対象数、回答数と回収率を示させていただいております。

18年、19年は民間事業者の郵送調査を行っておりませんので、全て調査員調査でございます。

20年から民間事業者の郵送調査を実施しておりますが、その注に書いてございまして、本調査の対象業種というのは18年以降、順次拡大しております、18年のときは7業種だったのですけれども、19年に11業種、20年に21業種、21年以降に現在の28業種となっております。

このとき、平成20年につきましては10業種ほど増加しているのですけれども、その10業種に限り民間事業者による郵送調査で調査をいたしました。したがって、一番右側が民間事業者の郵送調査ということで、平成20年のとき、対象数が3万7,000件ほどございますが、こちらは全て新しく追加した業種となります。

平成20年までは全てのところを調査しているのですけれども、21年から標本調査を導入しております、標本調査の導入にあわせて標本数が減少しておりますので、平成20年の対象数というのが9万3,000ほどございますが、21年以降は4万8,000と急に減少し

てございます。そのときに民間事業者による郵送調査の範囲も見直して、現在の企業単位の6業種に変更して調査してございまして、そのために対象数とか標本数が変化しているということでございます。

続きまして、dの民間事業者による郵送調査を実施するに当たっての課題はあるか、あるいはどのような対応を予定しているかというところでございますけれども、それぞれ課題と対応について御説明申し上げたいと思います。

まず1つ目なのですが、これまで調査員で行ってございましたので「調査員の訪問による丁寧な趣旨説明の損失」ということで、これに対しての対応ですが、電話・はがきによる徹底した趣旨説明、調査協力の依頼を行いたいと思っております。

これまで調査員が訪問して、本調査の趣旨をきちんと説明して記入の依頼をしてきたことを踏まえまして、郵送調査におきましては、調査票を送付する前段階におきまして、電話・はがきを中心に全ての対象に趣旨説明を行っていきたいと考えております。あわせて調査票が届いた時期を見計らいまして到着の確認電話を行うとともに、再度趣旨説明及び調査協力依頼を行っていきたいと思っております。

2つ目の課題で「訪問による丁寧な督促の損失」がございまして、こちらにつきましても、丁寧な督促に努めていくということで考えております。

期限までの未提出事業所につきましては、これまで調査員が訪問して督促を行っていたことを踏まえまして、郵送調査におきましても電話により記入の状況を確認しながら、この調査が政府の基幹統計調査に当たって提出の義務があること、実施者には守秘義務があることなどを伝えまして、企業にとっては重要なデータを報告いただくという認識を持って、丁寧に督促を行っていきたいと考えております。

決算時期等の都合から提出が遅れるような場合がございますが、それは個々の事情を勘案しながら、速やかな提出を促していきたいと思っております。

3番目の「経験のある調査員による対処の損失」に対しては、教育訓練の強化で対応したいと思っております。

これまで調査員が訪問して調査対象と対面でコミュニケーションを図りながら提出を促していたことを踏まえまして、郵送調査におきましても中心的役割を担いますコールセンターにおきます研修を強化していきたいと思っております。FAQ等の書類研修のみならず、ロールプレイングを中心としたコミュニケーション能力の向上に重点を置くような研修を実施することで、先ほど申し上げました①ですとか②のスムーズな実現を図っていきたいと思っております。

「2結果精度や回収率の確保の観点から」ということで、民間事業者によります回収の後、国として業種全体あるいは集計項目への影響度の高い事業所につきましては、みずから電話・訪問により督促・回収に努めていきたいと考えております。

なお、民間事業者の活用にあたりましては「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(各府省統計主管課長等会議申合せ)」がございまして、そういった内容も

踏まえまして、適切な調査実施に努めていきたいと思っております。

最後、eで、今回の調査計画の変更について都道府県の意見を把握しているかということですが、都道府県と意見交換を行う会議がございまして、今回の調査計画の変更についての意見交換も行っております。

都道府県経由の調査員調査から民間事業者による郵送調査に移行することにつきましては、都道府県職員の縮減ですとか、調査員の確保が困難になっている状況を踏まえまして、今回の調査計画の変更を行ったというところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ただ今の「ア 調査系統の見直し」の回答に関しまして、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございます。

今回私が一番気になっていたのが調査系統の変更という部分で、非常に詳しい数字を出していただいたことにまず感謝したいと思います。

見てすぐ分かるとおり、民間の郵送調査と調査員調査とでかなり回収率に開きがあって、私の印象では、現在行われている民間調査は企業対象のものなので、事業所対象の郵送調査が導入されるともっと回答率が下がるのではないかという印象なのです。そうすると今よりも状況が悪くなるので、特に特定サービス産業実態調査の一つの売り物は都道府県別の表章を行っているところに大きな特徴があって、そういったしますと、調査する側では調査員調査が郵送調査に切りかえられることで負担は大分減るわけですが、逆に今度は集められたデータを表章する段階で、都道府県の方で使うときの不便が大分高まるのではないか。その辺のトレードオフというのでしょうか、その点に関しては、都道府県のヒアリングを行ったときにそういう懸念が出なかったのかということ伺いたいです。

○三瀬係長 都道府県とのお話し合いの中では、今回調査方法を変更していますけれども、都道府県の負担が大きいかも考慮してほしいというのがまず大きく1点目。

2点目が、結果精度については、現在都道府県に一生懸命頑張ってもらっていて、こういう数字を保っているわけですので、なるべくこういったものを維持してほしいという御意見も当然聞いているところでございます。

○西郷委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一点なのですが、民間事業者を入札するときどういう基準で入札が行われているのかということです。

先ほどの御説明で「統計調査における民間事業者の活用にかかわるガイドライン」の内容を踏まえてということなのですが、これは特定サービス産業実態調査に限ったことではないと思うのですが、最近では経済学の方でメカニズムデザインというのですか、どういう入札のあり方が好ましいかという研究が大分進んでいるので、恐らくガイドライ

ンを作ったときにはそういう観点は余り入っていなかったのではないかと思います。ですので、この部会での議論というのではなくて、もうちょっと違った立場からの議論になるかもしれませんが、入札の経験を何回か重ねておりますので、そういったプラスの側面やマイナスの側面が出てきていると思いますから、民間事業者の入札のあり方について検討することが別途あってもいいのかな。

これは今、回答を求めている点ではなくて、そういう印象を持ちましたということで申し上げておきたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

最初の回収率と結果精度に関する点に対しては、大変大きな問題ですから当然調査実施者で努力をしていただけるよう、ぜひお願いをしたいと思います。

同時に、8ページの都道府県からの御意見に関しまして、確かに今、実査の面で都道府県の方に大変な御負担をおかけしていることは事実であり、その軽減を考えるべきだろうと思うのですが、一方で、私も個人的に心配しますのは、かといって都道府県が完全に調査系統から外れてしまうと、今まで都道府県に蓄積されていたノウハウというか知識が継承されていくのかどうか、そこが気になるところです。その点については当然調査実施者と実査担当の都道府県との両方でいろいろ検討いただいているのだろうとは思いますが、今後一層留意すべき点としてぜひ十分御努力いただければと思います。

○三瀬係長 今の点でございますが、現在も25年調査という形で調査を実施しております。今の時点でも都道府県の方々に問い合わせも受けていただきまして、いろいろな形で記入の指導とかをやっているところもあります。

また、現在のところ、都道府県経由でも日々こういったときどういった書き方をするかという御質問が来ておまして、今、25年の調査を実施する中であって、来年度を見据えて、例えば今、都道府県がどんな質問を受けていて私たちのところに届いているのかとかを精査してまして、また実査の中で問い合わせ窓口というので記入の書き方指導のコールセンターを今、作っていて、そちらの方でも問い合わせを受けています。そちらの方から来る問い合わせにどんな種類のものがあるとかを実査をしながら今、ちょうど分析もしながらやっております、それを踏まえて来年、基本的にどういうことを共通事項で答えられるか、どういったところが質問として多いのかというのを28業種について、やらなくてはいけないので、それをやってこそ初めて、今まで都道府県とかに担っていただいた部分も外注できると思っていますので、それを見据えながら今、実務を整理しているところでございます。

もう一点、西郷委員から御質問があった点なのですけれども、入札という形でいきますと、経済産業省でございますので我が省の会計のルールがございまして、それらに当然従わざるを得ません。

ポイントとなるのは、今までもそうなのですけれども、一般競争入札なら総合評価方式と私たちは呼んでいるのですが、価格面と技術面の双方から判断をして、最後にふたをあ

けてみないと点数が分からないのですけれども、そういう形でやっております。その技術面をどう評価するかが非常に重要でございまして、例えば数年前でございましたら、私もやったことはありますが、調査の経験の有無みたいなものが最初に重要でございまして、何万件ぐらいの政府のデータを扱ったことがあるかとかというのが評価のポイントの最初に入ります。

数年経っておりますので、多分いろいろな民間事業者逆にノウハウがありますと、実績も含めたノウハウを深掘りして、どうやって評価に差をつけていくかがポイントになるのですけれども、それもこれから私たちがいろいろと勉強をして、実施計画の中でどうやって差をつけていくか、私たちがやりたいことを決めて、どう評価していくかを、来年の入札に反映していく。ただし、結果はあけてみないと分からないというのが入札のルールでございまして、そこは省のルールにのっとってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○小西専門委員 幾つか質問したいのですけれども、6ページの回答の2の「経済産業省においては既に実施している経験があり」というところで、事業所の調査で民間委託しているものとは、ほかの統計で何がありますか。企業はありますね。

○若林構造統計室長 基本的に企業ですね。

○小西専門委員 企業ですね。だからある意味これが初めての事業所に対して民間委託し、郵送調査を行うことになるということですか。

○若林構造統計室長 工業統計調査の一部を民間でやったりもしています。

○小西専門委員 でも、企業に関する郵送調査のノウハウはある程度蓄積しているけれども、事業所は比較的まだ分からないというのが現状ということでしょうか。

○上野統計企画室長 経済産業省です。

事業所の民間委託で一番大きいのは、エネルギー消費統計が11万対象を民間委託している例があります。

○小西専門委員 基幹統計ですか。

○上野統計企画室長 一般統計です。

○小西専門委員 ありがとうございます。わかりました。

どちらにしても全国が対象で比較的小さな事業所が特定サービス産業実態調査の対象なので、調査、回収が非常に難しく、今まで都道府県の方々が足を使って集めてくださったデータを国で集計して報告してきました。そういう回収率の確保が非常に難しい調査を、民間に委託したとき、入札するときに誰も応札してくれなかったことを考え、調査員調査でなくて郵送調査にするわけですね。ですが、郵送調査にしたとしても、恐らく全国の小さな事業所を対象として一定の回収率を上げなければならない調査に手を挙げられるよう

な会社は、多分私たちが知っているぐらいの企業名しかないと思います。そういう意味ではある特定の少数の企業が落札して行って、調査のノウハウがたまっていくのであればいいのかなと思いますけれども、サンプル調査なので、事業所は毎年変わってしまうという状況もあって、今まで地域の調査員の方だったら知っていたような知識やノウハウは失われてしまうと思います。

これは特定サービス産業実態調査がという話ではなくて、他の全部の統計調査にも共通するのですが、少子高齢化は確実に来るので、実施者や調査員の高齢化だけを理由にいろいろなことを変えていくのは怖いなと思っています。

この調査がということではないのですが、コールセンターを今、実査の方が持っていらっしゃるというのであれば、例えば入札のときの仕様書にコールセンターを作ってくださいとか、その情報を交換するとか、そういう工夫はしていただけたらいいなと思います。

私も今、はつとしたのですけれども、都道府県から調査が全部切り離されてしまって、集計まで一貫で民間がする。国は大きな事業所が落ちている時だけ対応するというのは怖いなと思ったので、議論は慎重にしていきたいと思っています。

もう一点だけ、8ページの2番のところで「民間事業者による回収後、国は業種全体又は集計項目への影響度高い事業所について、自ら電話・訪問等による督促・回収に努める」とあるのですけれども、ここも調査対象の裾切りのときの議論と一緒に、何を基準にするのかというのを慎重にしていきたいです。売上高だけでやってしまうと規模の情報が入りませんし、従業員数が大きいところを残すかということ、すごく小さい事業所けれども、たくさん付加価値を上げているようなところを落としてしまいますし、特定サービス産業実態調査は数量のデータが豊かで、キャパシティのデータが豊かな調査なので、そういうキャパシティとかスケールとかでも、金額だけで全体を把握しているのだということがないような工夫はしていただきたいと思っています。

○廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○北村委員 既に各委員がお話しになったことと重複していると思うのですが、aのところのメリットとデメリットというお話なのですが、実質的なコストの削減がどうなるのかということが気になっていて、都道府県への負担が減るのは、もちろん民間に委託することであるかもしれませんが、民間に委託するということは民間にお金を払うわけですから、それに対するコストはかなりあるわけで、それが例えば競争入札で行われているとしても、お話に出ていますように資格のある調査会社は限られているということになると、かなり寡占的な競争になって、その会社がノウハウを握っているということになると、もしかしたらコスト面ではかなりかかるかもしれない。

もしこういう調査の民間委託を続けていくと、寡占的なだけではなくて特化してしまう企業が出てきて、そこが独占的な地位を占めてしまうかもしれないという意味で、本当の意味でのコストの削減になるのかどうかを考える必要がある。

それから、部会長がおっしゃったように、地方に蓄積されているノウハウみたいなものがどんどんなくなっていくことのデメリットもかなり大きいのではないかとということが懸念されるので、そこら辺をどうお考えになるのかということが一つ。

あともう一個、dのところではいろいろな対応を考えていますということですが、これは平成20年～22年の郵送調査のときにはこのような対応はされていなかったということなんでしょうか。それとも、していたけれどもさらにそれを強化するような形で行いますということなんでしょうか。そこは確認です。

○廣松部会長 今の2点に関して回答をお願いします。

○三瀬係長 順不同になりますけれども、今のお手元の資料の7ページ目から①、②、③ということで書いてあります取組については現在も行っておりまして、例えば職員による督促とかも当然やっているところがございます。これをもう少ししっかり強化していくという、モニタリングというのでしょうか、もしくはスケジュール管理というのでしょうか、進捗管理という言葉がいいのかもしれませんが、そういったことをもう少し徹底してやっていくのが一つでございます。

○廣松部会長 北村委員の最初の御指摘の点ですが、統計調査の民間委託に関しては現在公共サービス改革法に基づく民間委託も行われております。これは公共サービス改革法という法律に基づく競争入札です。今回の調査の民間委託は、それとは異なり、政策統括官室が作成しているガイドラインとそれに基づく各府省統計主管課長等会議での申し合せによるものです。

公共サービス改革法に基づく民間委託のこれまでの実績からいいますと、コスト削減という面でどこまで実現できているのかどうかというと、ちょっと怪しいところもあります。

ただ、それ以上に気になりますのは、先ほどの話にも関連しますが、今回も総合方式で入札を行うということであり、技術点と価格点とのウエイトが一定の割合で決まっていますので、どうしても時々起こるのですが、極めて低価格を提示した民間事業者が落札してしまい、後で大変苦労したという調査も実際にございました。それ以前に、不落になってしまうケースもありました。

どちらかという、現状では何とかそれ相応の技術力を持った民間事業者が適切な価格で落札してくれることを願うということなのですが、ただ、おっしゃるとおり、同時にそれがだんだん重なっていくと特定の民間事業者がノウハウを独占してしまうということが起きるおそれもあります。

では、期間を切ることができるかということ、これまた難しいところがあります。

今回のこの調査は完全な郵送で調査を行う初めてのケースでもあり、特に民間事業者への情報開示という面では発注者側がその点を十分気をつけておかないと、発注者側にも民間事業者にも途中で余計なコストが掛かってしまうということが起きる危険性もあります。これまで民間委託に関しては、特定の産業等に限定された形ではあるにしても、経済産業省の方では経験がおありでしょうから、そこを十分留意してやっていただければ

と思います。

先ほどの最初の北村委員からの御質問に関して、調査実施者の立場から何か回答というコメントはございますか。

○若林構造統計室長 先ほど北村委員から御指摘のあったところの一つで、地方に蓄積されているノウハウにつきましては、現在調査を行っておりますので、地方の方々と相談しながらこちらにノウハウを蓄積していった、民間事業者の方にそれを伝えていくことを考えていきたいと思っております。

○廣松部会長 ほかにこの「ア 調査系統の見直し」の件に関しまして、何か御意見ございますか。

小西委員、よろしいですか。

○小西専門委員 事業所調査で民間事業者の導入がどれぐらい進んでいるかということをお答えいただいて、私も感想みたいな感じで質問の形でお聞きしなかったのですけれども、入札は仕様書の策定がすごくポイントになると思うのです。そのときに都道府県との連携もしっかりとっていただきたいですし、実査や運営がきちっとできるような仕様書の内容にさせていただける努力をされるのかということをお聞きしたいです。

あと、8ページの2の国がいつの段階で調査対象者にコンタクトをとるのかというときに、何を基準にするつもりなのかというのは、どういう風に私たちが知るようになるのかを教えてください。

○三瀬係長 私たちが知るようになるのはというのは。

○小西専門委員 これは何か書類に入ったりするのですか。民間事業者の作業が終わった後に、実施者がどういう基準で調査対象者のうち回答しない事業所にコンタクトをとりますということを知ることができますか。

○三瀬係長 理解しました。

どういう形で督促をするかという話については開示していません。ただ、先生の御質問に対してなのですけれども、お答えしていないというのは、メモをとって、なるほどとずっと思っていたので、我々も今までは金額ベースでやっていたところもあったので、数量とかでいろいろな面で付加価値的なものを取り入れながら大切なところを押さえていくというのはおっしゃるとおりだなと感じております。今、御示唆いただきまして、そういう観点をこれから取り入れていきたいと思っております。

仕様書のお話でございますけれども、まさにそこが最初の山と申しますか、最初のターニングポイントだとは理解をしております、私たちがそこが一番苦勞するところでございます。具体的に何を書くかというのを決めないと、当然契約でございますのでやれませんし、調査もやってみなければ分からないところでもあります。

コールセンター等とか問い合わせ窓口とかということについては、昨今の仕様書を見る限りですと、席数のめどとかもあらかじめ出して、このぐらいの数だと例えば50席とか、この期間は何席とかあらかじめそれはやっておいて、さらにピーク時対応ということ

で業者の方でどんなことができるかというのをプラスアルファで求めて、それを評価していくような形にかなり細かく設定をするのが最近の傾向でございますので、おっしゃっていただいたことも含めて、もうちょっと具体的に何をすべきかしっかり決めて、その後こうしておけばよかったとかが無いように、やっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○北村委員 今の仕様書に関係しているのですけれども、dの回収率の確保とか、結果の精度の向上にどうするかということで、実施者の方の対応ということで書かれているのは、普通我々が考える対応が書いてあるだけだと思うのですが、本当は実施する企業、調査会社がノウハウを持っていて、うちはちゃんとした調査員がいる、あるいはモニターする仕組みがあるので回収率はこれぐらい高い精度を確保できますよとか、回答の精度の高いものを維持できますというような技術的な違いというのは審査できるものなのですか。過度に調査会社にプレッシャーをかけて回収率70%以上ないとだめだとすると、逆に事故が起こる可能性もあると思うのですが、審査の時点で回収率の違いみたいなものが調査会社によってあるということ審査することはできるのですか。

○三瀬係長 仕様書でございますので、まず何をやってもらうかという業務の内容を明確化します。その上で、一般的なやり方なのですが、もっと回収率を上げる工夫を提案してくださいということを盛り込んで、そこが工夫の余地になりまして、私たちは当然、予定価格という専門用語ですが、決めるときは基本的に最低限この契約において必ずこれはやらなくてはいけないこと、そうしたらこれぐらいお金がかかるというのを決めて手続に入りまして、そのお金は置いておいて、もっといい工夫を提案してもらって、その提案のコスト面等は民間事業者の入札の努力の範囲で御検討いただくというやり方だと思っております。

最低限我々がやってほしいことを全部決めるというところで具体的にしつつ、回収率を向上する提案の余地を盛り込んで、そこで競争原理をさせて、技術点で評価するということは考えております。そのときに、具体的にどういったことを提案させるかがまたお話しいただいたように重要でございますが、そこを過度にやりますと引いてしまうところもありますので、うまく民間のやりたいことをどうやって引き出し、提案させるかというのは、もう少し中身を詰めていってやっていきたいと思っております。

御示唆いただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の点はかなり本質的なところでございまして、現在の会計法上は、もし目標達成できなかったときにペナルティを科すとか、優秀な成績を収めたときに報奨を出すというのはできません。そこが大変大きな問題ですが、それはこの統計調査の民間委託だけではなくて区の契約全体にかかわることになり、ちょっと問題が大きくなり過ぎるかとは思いますが

が、その点については少なくとも今までの御経験から、経済産業省の方で今回の統計調査の民間委託に関して、十分意識をしていただいていると評価をしたいと思います。

この「ア 調査系統の見直し」に関しまして、今までの回答及び質疑を踏まえまして、本部会でこの結論を適当とさせていただいてよろしいでしょうか。あるいは私個人的にはどちらかというをやむを得ないという印象ではございますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」のうちの「ア 調査系統の見直し」に関しては適当とさせていただきます。

続きまして「イ 民間事業者への業務委託内容の変更について」でございます。

これについて、調査実施者から回答をお願いいたします。

○若林構造統計室長 「イ 民間事業者への業務委託内容の変更について」、論点が3点ほどございますが、まとめて御説明申し上げます。

まずa、今回審査・集計を含めて民間委託としておりますので、そのメリット、デメリットは何かということに対してですが、審査・集計を含めて民間委託することのメリットといたしましては、業務の一貫性、連続性による効率化が図られることでございますので、調査業務全体の軽量化に資すること、それから、窓口の一本化などによりまして客体の問い合わせ回数も低減し、これによりまして客体の負担も軽減できることが考えられると思っております。

デメリットといたしましては、民間事業者によります審査のノウハウの蓄積に課題があると思っておりますけれども、これに対しては国の審査のノウハウを詳細に可視化して、民間事業者に提供すること、それから、審査結果については国が最終確認をすることなどを通じまして、課題への対応が可能であることから、審査集計を含めて民間委託することにしたものでございます。

審査・集計を含めて民間委託することにつきましても、経済産業省において既に実施している経験もございますので、そのようなノウハウも踏まえながら調査実施に当たっていききたいと考えております。

bの審査・集計を民間委託することについて、結果精度の確保の観点から、どのような対応を行うことを予定しているかということでございますが、審査につきましては個票審査ロジック、個票審査マニュアル、サマリ審査のロジック、サマリ審査マニュアルを整備しまして、現行の審査ノウハウを詳細に可視化して、民間事業者による適正な審査環境を整えることを考えております。

集計につきましては、標本設計によります母集団推計のノウハウというものがございまして、それも詳細に可視化した上で提供することによりまして、民間事業者による適正な集計環境を整えることを考えております。

なお、先ほどもございました結果精度に大きな影響を与えるような個票・集計値につき

ましては、国の方で最終確認を行う考えでおります。

c、審査・集計におきます調査実施者と民間委託の受託者との役割分担について、どのように整理しているかでございますが、繰り返しになりますけれども、作業としては民間に委託することといたしますが、結果精度に大きな影響を与えるような個票集計値につきましては、国が最終確認を行うことを考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、今の回答に関しまして、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

この点に関しては、先ほどのアの議論である程度出てきた点かと思えます。

どうぞ。

○小西専門委員 これは質問ではないのですが、民間委託するために現状の調査事業を可視化してマニュアルを作る。このマニュアル作成の仕事をする人は今までの経済産業省のノウハウをすごく勉強できると思うのです。

私が心配なのは、5年先、6年先とかにまたマニュアルを作ろうというときの若い世代の方々です。また、都道府県の方たちも大変で、熟練の方がいなくなって、統計室がどんどん小さくなっていて、国の調査や県の調査を民間大手3社がやっているみたいになるのは想像したくないですけれども、そういうことが未来にはあるかもしれません。

けれども、今の段階でまだ人材がいて、高齢化で少なくなっている人材に教育していくことは可能です。マニュアルを作った人は各調査室の中で生き字引みたいになると思うのです。けれども、それから下の方たちには引き継がれない。民間で集計してしまうのでローデータを見る機会がなくなり、統計調査の結果に対する知識や勘所のようなノウハウが途切れてしまいます。

これは特定サービス産業実態調査の問題ではないのですが、都道府県、国も含めて調査統計局とグループの教育とか、ノウハウの蓄積の継承に対して私は非常に心配があります。せっかく日本は世界でも類を見ないほど統計精度が高い国なので、それを引き継ぐために根本的に何を変えていけば、便利なところは民間を使うけれども、知識は国とか地方に残るという形をどう設計すればいいのかということも、みんなと一緒に考えていけたらいいなというのが、ここで言うのは違うのですが、感想です。

なので、マニュアルを作られる方はきっとグループの中でも上に行って指導される方になると思うのですが、マニュアル作成になるべく多くの方々が参加されたらいいなと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の御意見はこの調査に限らず、先ほども少し話題になりましたけれども、今日の経済産業省からの回答でいいますと、8ページの2にありますように「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」というものが、各府省統計主管課長等会議で申し合わ

せとしてできております。

このガイドラインに関してもある程度定期的に見直しをいただきながら、まさに今、おっしゃったような形の調査実施者側にノウハウを残しつつ、実査だけではなくて今回は審査のところまで入るわけですが、民間に委託していくという今後のあり方を考えていかなければいけないと思います。それは恐らく今日御出席のオブザーバーのそれぞれの府省の担当者の方にも共通する点ではないかと思っておりますので、議事録に残しておいていただければと思います。

あと、この点に関してはよろしいでしょうか。

それでは「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」のうち「イ 民間事業者への業務委託内容の変更について」に関しましては、本部会では適当というか、先ほども申しました、気持ちの上ではやむを得ないという方に近いものがございますが、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

以上、資料3の論点メモに沿った議論を一通り行って、一応御了解をいただいたわけですが、最初に事務局から資料1に基づいて諮問の概要の説明をいただきました。その中で最初にちょっと御質問もございました「イ 基準となる期日の変更」あるいは4ページのところで「エ 東日本大震災に伴う計画の一部変更」というのが入っておりますが、これに関しまして、もし何か御発言がございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。東京都、埼玉県から御発言がございましたら、いただきたいと思っております。

○川村産業統計課長 東京都でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

諮問の概要の1(1)「イ 基準となる期日の変更」が、平成25年7月1日現在から平成26年7月1日現在に変更するという点でございます。

実を言いますと、次回の特定サービス産業実態調査の実施期日が平成26年7月1日現在ということでございますが、これは経済センサス基礎調査の調査期日と同じ日でございます。東京都とこちらにいらっしゃる埼玉県初め、各都道府県は特定サービス産業実態調査を平成26年7月1日に実施することは、たとえ都道府県経由で実施しないとしても、この日には実施しないでほしいということは経済産業省に既に何度もお伝えしてきたところでございます。

今回、この調査を平成26年7月1日という日程で実施するというところでございますが、私から経済産業省に3点お聞きいたしまして、その上で御意見申し上げたいと考えております。

第1に、都道府県としては避けてほしいと言っておりました平成26年7月1日という日に特定サービス産業実態調査を実施することになった経緯。

第2に、この日に特定サービス産業実態調査を実施することになると、地方、現場で、特に経済センサス基礎調査、来年は商業統計調査もこの日に実施いたします。そこでどのような問題が発生すると認識していらっしゃるのか。

第3に、そのような問題に対して経済産業省として何らかの対策をとられるのであれば、どのような対策をとる御予定なのかお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○中川統計課長 埼玉県でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

調査期日の話をする前に、幾つか都道府県に絡むお話が出ておりましたので、そのお話をさせていただきたいと思います。

資料4の回収率についてですが、7ページのところの話で経産省でやっておりますのは、「企業」を対象にする回収率ということで、ここに数字が挙がっているわけでございますけれども、埼玉県では全部で1,800件ぐらい「事業所」を対象に特定サービス産業実態調査をやっているのですが、その回収率が大体60～70%の間になってしまうのかなということです。「事業所」でも「企業」を対象にしても大体同じくらいになるのかなという感想でした。

ちなみに調査員回収ですと、埼玉県の場合は85%を超える数字が出ておりますので、その回収率の差が統計の精度に対してどのぐらい影響が出てくるのかなというのがひとつ心配をしているところでございます。

調査期日につきましては、先ほど都道府県の意見を聞いたという話が8ページの説明の中であったと思います。確かに平成23年度に意見を聞いていただく機会があったと前任の課長から聞いております。そのときに、先ほど東京都がおっしゃいましたように7月実施についてはちょっと変えていただきたいという話をしたと聞いています。一方調査方法については、経産省からも言われましたように都道府県の調査員の数の問題が厳しくなっているので、郵送調査には同意をしますという話をさせていただいたようです。ただし、併せて回収率を確保する方法を御検討くださいというお願いをさせていただいたところでございます。

次に、地域のノウハウが継承されないのではないかという話がありましたけれども、現時点ではまだまだ調査員調査で行っているものがたくさんございますので、調査員調査のノウハウが継承されないだろうということは今の段階ではないと思っております。また、経済調査につきましても、これ以外にも工業統計調査もございますし、来年度やる経済センサス等もございますので、経済調査に関する調査員調査のノウハウは継承されていくものと考えておりますので、現時点ではノウハウが途切れてしまうことはまずないのかなと思っております。

そういうことを踏まえた上で、本題に戻るのでございますけれども、現在ちょうど今年度の特定サービス産業実態調査の調査を実施しているところでございます。調査員は各事業所を回っているところでございますが、その中で、調査員から聞いた話では、サービス産業動向調査、これは総務省の郵送調査でやられたのかもしれませんが、これが今、同時期に行われていると聞いております。幾つかの事業所がダブルで当たっているようでございまして、

同じようなことを何度も聞くと調査員にクレームっぽくおっしゃる方もいらっしゃると思います。

来年度、経済センサス基礎調査が全数調査で同時期に実施されますので、埼玉県の1,800事業所は確実にダブルで調査が実施されることとなります。今年度のように少し重複して少しくレームがあった話が、来年度は1,800事業所からクレームが来る可能性にもなります。埼玉県といたしましては、先ほど説明のありましたコールセンターの機能を十分強化していただくとともに、経済センサス基礎調査の調査員に、特定サービス産業実態調査に関するいろいろな質問がされないように同時期に調査が実施されるということについての十分な事前の周知ですとかをぜひ協力に推し進めていただき、都道府県の調査員が混乱しないように実施していただければと考えているところでございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

率直な御意見をいただきました。特に東京都から経済産業省に質問が投げかけられたように思いますが、今の段階で調査実施者から何か回答はありますか。

○若林構造統計室長 御回答申し上げます。

経済センサス基礎調査と商業統計調査は、来年一体的に実施するというので、同じ7月1日付で実施されることを踏まえまして、本調査におきましては都道府県経由の調査員調査から国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更しておりますので、その点においては調査員や都道府県の負担という意味では、大幅に軽減することになるかと思っております。

しかしながら、同じ7月1日付の調査となりますので、調査対象に同じ時期に2種類の調査票が届くことにならうかと思えます。それにつきましては、調査対象から2種類の調査票を配布するのは無駄ではないのかとか、多忙な中、何枚も調査票を書きたくないといったお叱りを受けることもあり得るとは考えております。

また、このようなお叱りにつきましては、実際に調査対象と直接接点いたします経済センサス基礎調査の調査員が受けることが多く、調査員に対する精神的な負担が増加することもあり得るとは考えております。そういう意味で、一部の自治体からも調査期日を変更すべきと、御意見としてはいただいていたところでございます。

この調査期日の設定に当たってはなのですが、このような状況は認識しております。ただ、経済センサス基礎調査に、先日の部会審議の中で特定サービス産業実態調査からデータ移送することが決まっておりますので、その観点から調査期日を後ろ倒しにすることは困難であること。

それから、経済センサス基礎調査及び商業統計調査の部会審議の中で、調査期日に変更された場合の統計の継続性の懸念ですとか、なるべく調査期日を統一した方がよいという御指摘がございましたので、そういったこと等も踏まえまして現行の7月1日という日付は変更しないとしたところでございます。

他方、御指摘への対応を図るために、調査対象の理解を得るとというのが一番重要なことだと考えておりますので、経済センサスー基礎調査の調査員が訪問する前に、本調査の対象に対しましては民間事業者の方から電話やはがきなどを通じまして、本調査への協力依頼だけではなくて、経済センサスー基礎調査と商業統計調査が一体的に実施されますので、そちらにつきましても同様に重要な調査であって、御協力いただきますように周知徹底を行うことを考えております。これによって調査対象の理解を得て、ひいては調査員の負担を軽減することに努めていきたいと考えております。

また、先ほどコールセンターの話もございましたので、そういったことも考えていきたいと思えます。

以上です。

○廣松部会長 今、東京都、埼玉県の方から出ました御意見に関して、調査実施者から対応として考えている点を御説明いただきました。東京都、埼玉県におかれましては、その点を何とぞ御理解いただければと思えます。同時に、調査実施者である経済産業省に対しては、東京都及び埼玉県の方から、実査を担当される立場の方々から大変貴重な御意見があったということに関しては、ぜひ十分留意いただければと思えます。

さらに、もう少し大きな話でいいますと、先ほど経済センサスー基礎調査、商業統計調査の一体実施等との関係についてもちょっと触れられましたが、その点は今後の経済センサスのあり方も含めて、産業統計全体のあり方に関する、この部会を超える問題でございますので、その点は次期基本計画等の中で、あるいは別途もう少し大局的な立場から検討すべきだと個人的には考えておまして、前回の統計委員会で私の個人的なメモという形で提出をいたしました。それを踏まえて統計委員会全体としてどう考えていくか、今後検討していきたいと思っております。

どうぞ。

○川村産業統計課長 経済産業省のお伺いを聞いた上で、東京都の意見を言わせていただくと思って、追加でお話しさせていただきたいと思えます。

経済産業省には既にお伝えしておりますが、現場で発生するトラブルはそれだけではなくて、特に来年は26年4月には消費税の税率のアップがございまして、税金の無駄遣いだという不満は頂点に達するわけございまして、地方が行わなければならない客体との接触、交渉全てが困難になる状況がございまして。

特に東京都におきましては、今回の特定サービス産業実態調査の対象事業所は約1万件ぐらいと集中しておまして、都心を中心に調査員の負担が大きい状況でございまして。通常の経済センサスでも調査員の負担が大きいのですけれども、このように非常に困難な状況が加わりますと、途中でやめさせてほしいという調査員さんが続出するような危険性がございまして。その場合には基礎調査及び商業統計調査の同時実施にも極めて深刻な影響が出るのではないかとこのところも懸念されます。

ただ、今回経済産業省もこうした問題点を十分に勘案した上で対策を考えられたのでは

ないかと思えます。そのような対策によりまして、地方に向けられる客体からの不満の一定の部分が回避されるのではないかと思えますが、全てのトラブルが回避されるわけではございませんので、来年の経済センサスー基礎調査、商業統計調査の同時実施が円滑に実施されるよう、ただ今いただいた対策も含めて最大限の取組を進めていただきたいと思いますと考えております。

また、今後のことといたしましてでございますが、経済センサスと同じあるいは近傍の日程では特定サービス産業実態調査実態調査は実施しないでいただければと考えております。もし実施せざるを得ないような場合には、地方経由で行う調査客体、地方や調査員の負担が生じないような工夫を最大限図っていただきたいと思います。

今後は地方の意見を十分に聞きながら、地方統計機構の負担の平準化、軽減に向けまして、統計調査の実施時期の調整、産業関連統計の簡素化、統合を進めていただければと考えております。

以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見を伺いました。その点この部会の議事録に残すと同時に、今後の単に特定サービス産業実態調査だけの話ではなくて、もう少し広い視野から考えていきたいと思えます。

ちょっと時間が押しておりますので、ここで一応、本日の御審議いただいた結果を簡単にまとめておきたいと思えます。

本日は、資料3の審査メモに沿って御議論をいただきました。

まず「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」、論点を3つ挙げましたが、それぞれに関して調査実施部局から回答をいただき、それらに関して適当という御判断をいただきました。

「2 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応」に関して、aとb、2つの論点、bはもう少し細かく分かれておりますが、特にbの点に関して経済センサスー活動調査の結果がまだ公表されていない現時点で、一定の方向性を見つけるのはちょっと難しいという調査実施者の判断に関して、一応この部会といたしましては、それを適当とした上で継続して今後も検討をぜひお願いをしたということでございます。

3番目、調査事項の変更について。

「ア 調査系統の見直し」、特にこの場合、調査系統を変えることによって、回収率の低下及びそれに伴う結果精度の低下が懸念される。それを回避するような対応を十分に考えていただきたい。その際には当然のことですが、民間事業者に対する公募要領の公表から始まり、入札が決まった後にも、落札をした民間事業者に対する指導というか、進捗管理等への対応、コールセンターの設置等についても対応をお願いするというので、適当ないしやむを得ないという判断をいただきました。

「イ 民間事業者への業務委託内容の変更について」、これは今のアの論点と大変密接に

かかわるわけですが、今回特に審査・集計まで民間に委託することに関して、結果精度が落ちることがないように十分努力をしていただきたいということとし、一応これも適当ないしやむを得ないという形で御判断をいただきました。

最後、調査期日のところで、実査を担当していただいております東京都及び埼玉県から御意見をいただきました。これに関して、調査実施部局としても対応を十分取ると同時に、お互いの意思疎通を十分やっていただきたいということとし、その点、私からもお願いすると同時に、議事録に残すということにしたいと思います。

最初に申し上げましたが、この諮問に対する答申の骨子案につきまして、事務局と相談をした上で、事実上、今、申し上げましたことを簡単なメモにまとめた程度のものでございますが、一応作成いたしました。時間がございませんので、とりあえず今、席上配布として配っていただいて、ごく簡単に事務局から説明をしていただき、審議そのものは当然のことでございますが、次回にお願いをしたいと思います。

(事務局から参加者に骨子案配布)

○事務局 本来ならば部会の議論が全て終わってから提示すべきものではあるのですが、何分次回で部会が終了でございますので、想定ではありますが、部会長とご相談の上、骨子案を作成させていただいたものでございます。

答申につきましては形式がある程度決まっております、まず「1 本調査計画の変更」ということで「(1) 承認の適否」を最初に記載いたします。この部分は定型的に記載するものでございまして、統計法第10条各号の各要件に適合しているためという理由で「変更を承認して差し支えない」といった形で整理をされるものと考えております。

次に、「(2) 理由等」でございますが、今回の論点ですと「調査系統の見直し」「民間事業者への業務委託内容の変更」の2点につきまして、内容につきましては今回の議論の内容を全く反映できておりませんので、今の部会長のおまとめも踏まえて整理をさせていただきたいと考えております。骨子案では、「適当と整理」と書いてありますが、「適当」なのか「やむを得ない」なのか、そこの部分も含めてしっかり整理をして、再度、部会長と御相談させていただきたいと思います。

また、「P」と書いてある部分につきましては、今、東京都から御意見があった部分でございます。ここの部分のまとめにつきましても、若干検討させていただきたいと考えてございます。

2の今後の課題への対応についてということで、今、経済産業省から御説明がありましたとおり、今後の課題の対応については御説明いただいて、恐らく方向性としては適当ということなのであると思いますが、引き続き検討いただきたいということであろうと考えておまして、そこら辺は次の今後の課題につながるのかなと考えているところでございます。

最後の「3 今後の課題」でございます。

現時点では、今回の部会の議論を踏まえますと、今後のあり方の検討と、産業特性事項

に対応した調査事項の設定の検討の2点について、経済産業省からも今後も引き続き検討するという御説明を頂戴しておりますことから、想定としてこの2点を挙げさせていただいているものでございます。

簡単ではございますが、骨子案の内容については以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

最初にお断りいたしましたとおり、これは骨子案というか、あくまでスケルトンでございまして、本日委員、調査実施者、東京都及び埼玉県からいただいた御意見、そして質疑等を踏まえて肉づけをしてみたいと存じます。とりあえず今日は、どちらかという項目だけ御覧いただいたものでございます。

最後をお願いでございますが、本日の議論及び答申案につきまして、まだ発言が足りない、発言し損ねたという点がございませば、またその他お気づきの点がございませば、時間が短くて恐縮でございますが、7月16日火曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。いただいた御意見も反映する形で、次回18日の部会で答申案の御審議をいただければと考えております。

本日は少し慌ただしい上に、進行の下手で時間が超過してしましまして、誠に申しわけございませんでした。本日予定をしておりました審議は以上でございます。

次回の部会の日程等について、事務局から連絡をお願いします。

○事務局 次回の部会でございますが、1週間後でございます。7月18日木曜日、時間は13時半から、場所はこちらと同じ会議室でございます。

また、部会長からお話がありましたとおり、お気づきの点や次回の部会までに必要な資料等がございましたならば、準備の都合がございませぬもので、16日火曜日までにメール等の方法で事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、本日の配布資料につきましては、次回の部会におきましても審議資料として使いますので、お忘れなくお持ちいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。

長時間御協力どうもありがとうございました。